

(変更する事項) (提出書類)		商号 又は名称	政令 使用人		専任の 宅建士		事務所 所在地	氏名の変更				従業者		注意事項	
			就任	退任	就任	退任		代表者	政令 使用人	専任の 宅建士	従業者				
届出書様式	変更届出書 (様式第3号の4)	②	②	②	②	②	②	②	②	②				・窓口受付時間 月・火・木・金(祝日、12～13時を除く) ・変更届の提出期限は、事実発生日から30日以内です。	
	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書 (様式第3号の2)	○					○	○						・変更のあった事項の欄を記入。	
	従業者異動届		②	②	②	②		②	②	②	②	②	②	・変更項目が複数の場合(例、代表者と専取変更など)、一つの届出にまとめて記入。	
添付書類	誓約書		○											・対象者が複数の場合でも1通でよい。	
	専任の宅地建物取引士設置証明書				○	○								・「宅建業に従事する者の数」には専任の宅地建物取引士を含む人数を記入する。	
	代表者等の連絡先に関する調書		○					○	○					・変更のあった者のみ記入。	
	略歴書		○		※									※はどちらかひとつでよい ・代表者、政令の使用人である者は、この略歴書を使用する。・専任の宅建士と役職を兼任している場合もこちら。	
	略歴書(専任の宅地建物取引士等)				※									※はどちらかひとつでよい ・役職が「専任の宅建士」のみである者は、この略歴書を使用する。	
	身分(身元)証明書		○											・本籍地の市町村で発行される証明書 ・運転免許証やマイナンバーカードではないので注意	
	登記されていないことの証明書		○											・熊本地方法務局(熊本市大江)の窓口で交付を受けることができる。 ・郵送による申請の場合は、東京法務局のみの受付。 ・証明する事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」の欄にチェック。	
	従業者証明書の写し		○		○			○	○	○	○	○		・宅建業の従事者に変更が生じた場合に必要。 ・代表者以外の役員については、実際に宅建業に従事する者が対象。 ・台紙は所属団体で購入する等対応してください。	
	専任の宅地建物取引士の顔写真				○									・縦10cm×横7cmで撮影後6ヶ月以内のもの。	
	事務所使用の権限に関する書面						○							・事務所移転、事務所申請の場合に必要。	
	事務所付近の案内図						○							最寄りの交通機関、公共施設等の位置が明示されたもの。	
	事務所の写真						○							・外観2枚、内観2枚。(これ以上でも可) ・業者票、報酬額表が掲示されていることがわかるもの。 ・間取図を提出させる場合がある。	
戸籍抄本							○	○	○				・氏名の変更が確認できるもの。 ・変更前後の氏名、変更年月日がわかるもの。		
宅地建物取引業者免許証の原本	○					○	○						・現在使用中の免許証の原本 ・免許証はA4横型		
その他	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (様式第7号)				(○)	(○)								・宅建士の従事先の変更が完了していない場合は、宅建士個人の名義で提出が必要。	
	(郵送申請の場合や免許証の書換がある場合) 切手貼付済の返信用封筒	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	・申請書の控への送付に使用する。 ・書換後の免許証を郵送で受け取りたい場合も提出する。通常は電話で連絡し窓口受け取り。	

※届出書等様式ダウンロード方法
「熊本県ホームページ」 → キーワードで探すに「宅建」と入力し検索 → 「各種申請書等様式(宅建業者・宅建士)」 → 必要な書類のページを開き「手続き用紙と様式」からダウンロード